

岩手県告示第272号

令和2年3月6日付け岩手県報第11970号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和2年岩手県告示第121号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 陸前高田市広田町字集99、字久保7の1、7の4、65の1、65の4、231

(2) 所在が不明である通知の相手方 伊藤美雪、臼井三郎、佐々木希、佐々木縁、村上昭一

2 通知の内容を掲示した場所 陸前高田市役所